

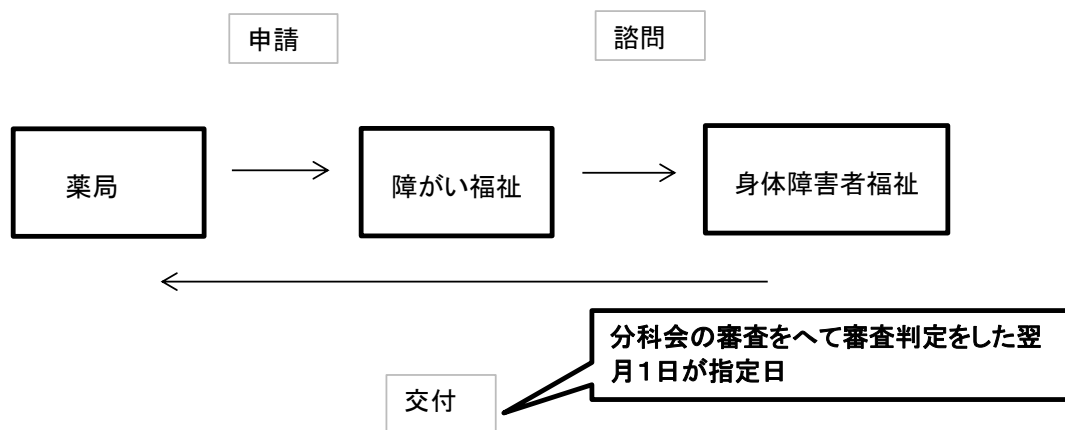
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 24

処 分 名	指定医療機関の指定	
処 分 の 概 要	指定医療機関の指定を行う。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第59条第1項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1ヶ月	
標準処理期間	計	1ヶ月
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第2項、第3項及び、「指定自立支援医療機関の指定について」(H18.3.3障発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>第五十四条 2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。</p> <p>第五十九条 第五十四条第二項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の開設者の申請により、同条第一項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。</p> <p>一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。</p> <p>二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、自立支援医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第六十三条の規定による指導又は第六十七条第一項の規定による勧告を受けたものであるとき。</p> <p>三 申請者が、第六十七条第三項の規定による命令に従わないものであるとき。</p> <p>四 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不相当と認めるものであるとき。</p> <p>3 第三十六条第三項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、指定自立支援医療機関の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>「指定自立支援医療機関の指定について」(H18.3.3障発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。